

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年6月11日(2015.6.11)

【公開番号】特開2015-62691(P2015-62691A)

【公開日】平成27年4月9日(2015.4.9)

【年通号数】公開・登録公報2015-023

【出願番号】特願2014-233301(P2014-233301)

【国際特許分類】

A 6 1 C 13/003 (2006.01)

A 6 1 C 5/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 13/003

A 6 1 C 5/10

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月20日(2015.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セラミック材料から歯科補綴を製造するためのプロセスであって、製造は、少なくとも
C A D / C A M 加工ステーションによって行われ、加工される前記セラミック材料は、焼
結されていない円板状の未加工品または最終焼結が施されていない未加工品であり、前記
未加工品を歯科補綴に加工することは、最初に、前記未加工品の平面において起こる、プロ
セス。

【請求項2】

最終焼結が施されていない前記セラミック材料は、その材料の絶対比重未満である密度
を有している、請求項1に記載のプロセス。

【請求項3】

焼結されていない未加工品および最終焼結がなされていない未加工品の両方に対する加工
が完了した後の前記歯科補綴は、対応するセラミック材料の絶対比重またはほぼ絶対比
重が達成されるまで最終焼結プロセスが施される、請求項1に記載のプロセス。

【請求項4】

前記未加工品は、前記C A D / C A M 加工ステーションの保持工具に前記未加工品を装
着するための装着手段を有している、請求項1に記載のプロセス。

【請求項5】

前記未加工品は、その周辺方向に、前記C A D / C A M 加工システムの保持工具と係合
するための少なくとも一つの凹部を有している、請求項1に記載のプロセス。

【請求項6】

前記セラミック材料は、酸化ジルコンから成る、請求項1に記載のプロセス。

【請求項7】

前記酸化ジルコンの絶対比重を達成することに関して、前記最終焼結プロセスは、約1
6時間の期間の間、少なくとも1500で実行される、請求項3に記載のプロセス。

【請求項8】

前記最終焼結プロセスにおいて、 6.075 g/mm^3 の絶対比重が達成される、請求
項7に記載のプロセス。

【請求項 9】

前記歯科補綴は、ブリッジ、冠、または、インプラントを含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載のプロセス。

【請求項 10】

セラミック材料から、ブリッジ、冠、インプラントなどの歯科補綴を製造するためのプロセスであって、製造は、少なくとも切断加工ステーションによって行われ、加工される前記セラミック材料は、焼結されていない円板状の未加工品または最終焼結が施されていない未加工品であり、前記未加工品を歯科補綴に加工することは、最初に、前記未加工品の平面において起こる、プロセス。

【請求項 11】

前記歯科補綴は、ブリッジ、冠、または、インプラントを含む、請求項 10 に記載のプロセス。